

31 (Gno.83) 比較行政法研究の歴史的 analysis と方法 (中央大学比較行政法研究会)

代表：徳本 広孝

2018 年度開始

【研究の目的】

日本の行政法において欧米諸国の行政法の影響が今日どのような形で受け継がれてきたか、また、欧米諸国には見られない固有性がいかなる形で形成されたかを明らかにすることを通して、比較行政法研究の新たな可能性と方法論的意義を明らかにする。